西宮市民設放課後児童クラブ「リッツニュートンスクール」
令和９年度　ご利用案内　＜通年利用分＞



令和９年４月１日入所の利用申請期間
令和８年１１月２４日～令和８年１２月１１日必着

リッツニュートンスクールは、就労（在宅勤務含む）等により昼間家庭において適切な育成を受けられない児童に、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るための施設です。

★ 最初に必ずお読みください ★

～ 申し込む前に ～

- 持参・郵送とも添付書類を含めて**締切日必着**です。消印有効ではありませんので、郵送される場合はお早めの手続きをお願いします。
- 提出書類の記入もれ、添付書類等のもれにご注意ください。もれのある場合は受付ができません。就労証明書の作成に時間がかかる等の理由があっても、全ての必要書類が揃って到着した時点で受付完了となります。
- 世帯の所得によって育成料の減免措置を受けることができる場合があります。詳しくは西宮市・育成センター課（℡：0798-35-3206）へお問い合わせください。
- **保育所等の申込時に使用された就労証明書のコピーは使用できません。**

～ 申し込んでから ～

- 最大受入児童数を超える申請があった場合、保護者及び同居の祖父母の就労状況や家庭状況等を上記申請締切日ごとに点数化し、許可又待機を決定します。
- 申請内容が事実と異なる場合は申請を無効とし、利用の許可を取り消すことがあります。

～ 入所が決まったら ～

■ **送金の手続きは育成料と実費徴収金の別々となります。**

いずれも日割り計算はいたしません。

■ 結婚や引っ越し等で世帯状況に変更があった場合は、「申請事項変更届」に変更事項をご記入の上、提出してください。なお、世帯状況以外にも、電話番号の変更、勤務先の変更等があった場合も、速やかに提出していただく必要があります。

★ リッツニュートンスクールの約束★

必ずお子様と一緒にご確認ください

リッツニュートンスクールは、１年生から４年生まで利用しています。みんなで約束を守って楽しく放課後を過ごせるようにしましょう。

- ◆ 元気にあいさつをしましょう。（ただいま。ありがとう。さようなら）
- ◆ ていねいな言葉をつかいましょう。
- ◆ 遊んだあとは、かたづけをしましょう。
- ◆ 物はたいせつにあつかいましょう。
- ◆ お友達と仲良くしましょう
- ◆ 支援員の先生方の指示を守りましょう。
- ◆ おもちゃ、おかし、お金はもってこないようにしましょう。

★ 対象児童（利用可能な家庭）★

① 西宮市に住所を有する、西宮市内小学校の１年生から４年生までの児童。

② 特別支援学級・学校在籍か療育手帳又は身体障害者手帳を所有している場合は、６年生までの児童。

③ 保護者および同居の祖父母（利用開始時に満 65 歳未満の方）が就労などの状況により、放課後児童を育成できない場合。

★ 利用許可申請に必要な書類 ★

◆ 共通書類

■ **利用許可申請書**（４枚（注：要確認）もれなく記入の上、すべてご提出ください）

- 児童１人につき１枚作成してください。
- 兄弟姉妹で申請される場合は、保護者名も同一の方をご記入ください。
- 午後７時までの延長利用を希望される場合は、「５．延長利用申請」の「延長利用するに✓を入れ、お迎え者全員の名前をご記入ください。
- 「誓約事項について」は、文面をよくお読みいただき、署名してください。

上記「利用許可申請書」の他に、**保護者及び同居の祖父母（利用開始時に６５歳未満の方）**が放課後児童を育成できない以下の状況（１）～（５）を確認できる書類の提出が必要です。

（１）就労の場合

昼間に、居宅外又は居宅で次の**すべての条件に合う労働をしている**こと。

☑ １日４時間以上（月～金曜日は、勤務終了時間が午後２時より早い場合または勤務開始時間が午後４時より遅い場合は不可）

☑ 月曜日から土曜日の間に４日以上（月間１６日以上）

☑ 継続した勤務（１ヶ月以内の短期間アルバイト等は不可）

■ **就労証明書**（申請前３ヶ月以内に証明されたもの）

- 所定の用紙に勤務先で就労状況を記入してもらってください。
- 採用予定の方も「採用予定者」として、その採用予定先で同様に就労状況を記入してもらってください。なお、事業所（会社等）としての証明であれば、証明者名は所属長等でも結構です。
- 復職予定の方（育児休業中等）も「復職予定者」として、その復職予定先で同様に就労状況を記入してもらってください。（例：ご家族の保育所入所が決まり次第、復職する等）
  ※利用開始希望月までに復職できない場合は「利用申請取下げ届」の提出が必要です。
- **採用予定や復職予定、育児休業中の方は、就労・復職３ヶ月後に「就労証明書」の再提出が必要です。**（例：４/２５に復職した場合、４月～６月の勤務実績が記入された証明書を７月初旬に提出してください）
- 自営業者の場合、就労証明書は自書で結構ですが、自営業を営んでいることがわかる書類（直近の確定申告書の写しや税務署への開業届等）をあわせて提出してください。

（2）疾病・負傷等により１ヶ月状の入院、心身の障害等により児童の育成ができない場合

■ 医療機関発行の診断書

- それにより児童の育成が困難である旨の記載が必要です。
- 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証等をお持ちの方は、その写しをあわせて提出してください。

（3）親族の介護等により児童の育成ができない場合

※就労の条件と同様の状態と認められる場合に限る。

■ 介護が必要な親族の医療機関発行の診断書（要介護認定３～５の方については不要）

■ 介護保険被保険者証の写し

■ 介護の状況を説明いただく申請理由申立書

（4）出産の前後の場合

① 母親の出産（予定）日の前後８週間

産前８週前の日が属する月から、産後８週目の日が属する月の月末まで利用可能。

※出産（予定）日は産前期間に含みます。

※利用開始後、実際の出産日が出産予定日よりも遅れた場合、許可期間を延長できる場合がありますので、お問い合わせください。

■ 母子健康手帳の写しなど出産（予定）日のわかる書類

- 産後８週間終了後に、引き続き利用を希望される場合は「就労証明書」もあわせて提出してください。また、復職３ヶ月後に、就労実績の記載された「就労証明書」の提出が再度必要です。

■ 母親以外の方（父・同居の祖父母）についての利用要件を確認する書類

（就労証明書、医療機関発行の診断書等）

② 育児休業を取得する場合

次の**いずれかの条件に該当する場合**は、保護者の出産日から起算して１年を経過する日が属する年度の末日まで、空きがある場合に限り利用可能。

ロ 上記①もしくは②を要件に放課後児童クラブを利用していた児童のうち、保護者が引き続き育児休業を取得する場合。

ロ 親の産後休暇又は育児休業を要件に令和９年３月末日まで保育所等を利用していた新１年生及びその兄弟姉妹のうち、令和９年４月以降も保護者が引き続き育児休業を取得する場合。

■ 母子健康手帳の写しなど出産日のわかる書類

■ 育児休業中であることが記載されている就労証明書

■ 育児休業中以外の方についての利用要件を確認する書類

（就労証明書、医療機関発行の診断書等）

※待機児童が発生した際に、発生月の翌月末に退所することに同意いただける場合に限ります。詳細はお問い合わせください。

（５）その他、上記と同様の状態と認められる場合（職業訓練学校への通学等）

■ 児童を育成できないことを証明する書類

例：職業訓練学校ならば、「在学証明書」「時間割」等、就労と同等の日数・時間数通学することがわかるもの。

◆ その他の必要書類

■ 育成料減免申請書（育成料の減免を希望される方）

① 上記書類をダウンロードし、西宮市育成センターへ提出して下さい。

② 西宮市育成センター課が発行する「育成料区分証明書」を当学童へご提出下さい。

（詳しくは西宮市・育成センター課（℡：0798-35-3206）へお問い合わせください。）

■ なかよし（支援学級）所属のわかる資料の写し、通所受給者証、療育手帳又は身体障害者手帳の写し等（利用児童に障害がある場合）

★ 利用時間等 ★

（1）開所日及び開所時間

開所日		開所時間	延長(希望者のみ※)
月曜日 ～金曜日	学校の授業日	下校時～午後５時	午後５時～午後７時
	春・夏・冬休み・ 学校休業日（創立記念日等）	午前８時～午後５時	午後５時～午後７時
土曜日		午前８時～午後５時	なし

※延長利用にあたっては別途料金がかかります。

※利用申請と同時に延長利用を希望される場合は、利用許可申請書の「５．延長利用申請」にて申請してください。利用申請後に延長利用を希望される場合は、「延長利用申請書兼誓約書」（ホームページに掲載あり）を提出してください。

※原則、当学童へは児童自身の自主通所となります（注：要確認）が、延長利用の降所時は必ず**午後７時までに保護者のお迎えが必要**になります。午後７時を過ぎてお迎えに来られることが続くと、利用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

（2）休所日

日曜・祝日・年末年始（12 月２９日～１月３日）

※台風等の影響により運営に支障が生じる場合や、暴風又は大雨警報等が発表された場合、休所となることがあります。警報等を理由に学校が一斉下校となった場合は休所となります。

※学級・学年閉鎖に該当する学級・学年に在籍している児童は、閉鎖期間中は利用できません。

★ 費用等（育成料・実費徴収金） ★

（1）育成料

育成料は 1 人当たり月額 8,200 円です。延長を希望される方は、1 人当たり月額 3,000 円が加算されます。**いずれも日割り計算はいたしません。**

減免制度について

① 世帯の所得によって育成料の減免措置を受けることができる場合があります。詳しくは西宮市・育成センター課（℡：0798-35-3206）へお問い合わせください。

② 同一世帯で同時に２人以上の児童が当学童を利用する場合は、第２子目以降の児童は第１子の１/２が減額（延長加算は対象外）されます。この場合、**「育成料減免申請書」及び「育成料区分証明書」の提出は不要**です。利用許可申請書の「１．（２）同居親族（兄弟姉妹・伯叔父母等）の状況」の「育成利用」欄に〇印を付けてください。

- **■ 納付方法**
- 原則、**播州信用金庫の自動送金によりお支払い**いただきます。手数料の負担はありません。
  送金は**毎月２７日**です。金融機関が休業日の時は翌営業日です。
- **許可期間中は「利用辞退届」の提出がない限り、ご利用のない月も育成料が発生します。**

（２）実費徴収金

日々のおやつ代及び行事費は実費徴収金（月額 2,500 円）として、自動送金にてお支払いください。

※行事内容によっては、実費徴収金の追加が発生する場合があります。

（３）注意事項（育成料・実費徴収金共通）

■ 日割り計算はいたしません。

■ 自動送金の領収書は発行されませんので、確認は預金通帳等でお願いします。

★ 申請方法 ★

リッツニュートンスクールのホームページから各種申請書類をダウンロードし、必要事項をご記入の上、**郵送又は直接ご持参ください。**（ファックスでの提出はできません）

※書類不備・不足があると受付できませんのでご注意ください。

※兄弟姉妹で申し込まれる場合は、同じ封筒での郵送をお願いします。

■ 「リッツニュートンスクール」ホームページ

https://rits-newton.com/

＊申請書類の提出、問合せ先

〒663-8012 西宮市堤町 2-26 リッツニュートンスクール

090-2313-3110

＊直接ご持参される場合の提出先（ポストへ入れてください）



※受付期間内においては、先着順ではありません。

※最大受入児童数を超える申請があった場合、保護者及び同居の祖父母の就労状況や家庭状況等を点数化し、許可又は待機を決定します。

※利用許可期間は最長で令和 10 年３月３１日（令和９年度末）までとなり、**毎年度利用申請が必要です。**

★ 申請内容に変更が生じた場合 ★

提出書類	締切日	備考
延長利用申請書 兼 誓約書	毎月 20 日 ※1	締切日の翌月からの適用となります。
減免申請書・育成料区分証明書		
延長利用中止 / 延長利用取下げ届		
利用辞退 / 利用申請取下げ届		
申請事項変更届	随時	

※１ 提出書類の締切日が土日祝日の場合は、その直前の平日となります。（必着）

■ 「利用申請取下げ届」「利用辞退届」「延長利用取下げ届」の提出がない場合は在籍（延長利用）とみなされ、育成料・実費徴収金等が徴収されますのでご注意ください。

■ 年度末における通年利用終了時（令和 10 年３月３１日）の利用辞退届の提出は不要です。

以上。